

【洗足池地区の景観保全誘導区域における指定範囲及び景観形成基準】

②洗足池公園等からの開放的な景観の保全に関する景観形成(1)

- （仮称）洗足池景観形成重点地区の周辺（水色網掛けの区域）で、洗足池公園や洗足池駅周辺（駅前、駅構内）からの見え方に配慮した景観形成を誘導します。



現在、大田区景観計画に基づく運用が行われており、水色網掛けの区域に該当する3つの市街地類型（住環境保全・地域商業・幹線道路沿道市街地）の景観形成基準に、洗足池公園等からの見え方に配慮した形態・意匠とする旨の新たな基準を追加

②洗足池公園等からの開放的な景観の保全に関する景観形成(2)

【追加する景観形成基準等について】

- 現行の市街地類型（住環境保全・地域商業・幹線道路沿道市街地）における「建築物の建築等」の「形態・意匠・色彩」項目に新たな基準を追加します。「工作物の建設等」においては、新たな基準は追加しませんが、現行の基準に基づき、配慮を求めます。
- 届出対象行為・規模は、これまでと変わりません。

対象となる市街地類型	届出対象行為・規模	「建築物の建築等」における「形態・意匠・色彩」の基準（赤字：追加する基準） （「配置」「高さ・規模」「公開空地・外構緑化」の基準は変わりません）
住環境保全市街地	延べ面積 $\geq 1,000\text{m}^2$ →これまでと変わりません。	<ul style="list-style-type: none"> 形態・意匠は建築物全体のバランスだけでなく周辺の建築物や地形との調和を図る。 （仮称）洗足池景観形成重点地区の周辺（※）では、洗足池公園及び洗足池駅周辺（駅前、駅構内）からの見え方に配慮した形態・意匠とする。 色彩は色彩基準に適合するとともに、屋根や周辺の建築物、緑との調和を図る。 屋根・屋上に設備等がある場合は、建築物と一体的に計画するなど周囲からの見え方に配慮する。 建築物に付帯する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図る。
地域商業市街地	延べ面積 $\geq 2,000\text{m}^2$ →これまでと変わりません。	<ul style="list-style-type: none"> 形態・意匠は建築物全体のバランスだけでなく周辺の建築物等との調和を図る。 （仮称）洗足池景観形成重点地区の周辺（※）では、洗足池公園及び洗足池駅周辺（駅前、駅構内）からの見え方に配慮した形態・意匠とする。 色彩は色彩基準に適合するとともに、商店街の連続性に配慮する。 屋根・屋上に設備等がある場合は、建築物と一体的に計画するなど周囲からの見え方に配慮する。 建築物に付帯する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図る。 店舗が連続する通りに面する場合は、低層部は店舗や開口部を設けるなど、商業地のにぎわいを損ねないよう配慮する。
幹線道路沿道市街地	高さ $\geq 20\text{m}$ 又は 延べ面積 $\geq 2,000\text{m}^2$ →これまでと変わりません。	<ul style="list-style-type: none"> 形態・意匠は建築物全体のバランスだけでなく周辺建築物等との調和を図る。 （仮称）洗足池景観形成重点地区の周辺（※）では、洗足池公園及び洗足池駅周辺（駅前、駅構内）からの見え方に配慮した形態・意匠とする。 色彩は色彩基準に適合するとともに、幹線道路沿いの連続性に配慮する。 屋根・屋上に設備等がある場合は、建築物と一体的に計画するなど周囲からの見え方に配慮する。 建築物に付帯する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図る。